



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社イワキ  
代表者名 代表取締役社長 藤中 茂  
(コード番号：6237 東証プライム)  
問合せ先 総務本部長 吾妻 知寛  
(TEL 代表 03-3254-2931)

### 株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2026年4月20日付にて、当社株主より、2026年6月26日開催予定の当社第71回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領しており、本株主提案の内容について検討を重ねてまいりましたが、本日開催した取締役会において、本株主提案に反対する旨の取締役会意見を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案株主

株主名：DALTON KIZUNA (MASTER) FUND LP

##### 2. 本株主提案において提案された議題

- ① 剰余金処分の件
- ② 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

##### 3. 議案の要領および提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### 4. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### 議題①剰余金処分の件

##### (1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

##### (2) 反対の理由

本株主提案は、当社普通株式の1株当たり配当金の実績EPSの50%相当額（小数点以下切り捨て）に達するまで、当社提案の配当金額に加算して配当金を支払うことを求めるものであります。これに基づくと、本株主提案の1株当たり配当金は109円00銭となり、配当金総額は約24億円に相当いたします。

当社は2025年5月14日に公表した「中期経営計画2027」（以下「本中計」といいます。）において、2028年3月期での「連結売上高530億円」「連結営業利益率13%」「ROE12%以上の維持」を目標に掲げております。また、本中計の期間中における株主還元については、「配当性向35%以上・下限配当70円」を方針として決めました。成長余地のある市場・地域への積極的な展開による売上拡大や、新製品の開発・グローバル調達の推進等での利益向上によりキャッシュを創出し、次なる成長・基盤への投資や株主還元へ充当していく所存です。

加えて、成長投資は平時に計画されるものだけではありません。当社はケミカルポンプの専業・総合メーカーとして、市場ニーズに応じた新規開発、生産技術のノウハウ獲得、設備更新、法規制への対応等、多岐に渡る偶発的な投資機会を有しております。当社は、不確実性のある将来キャッシュフローのみに依存することなくこれらの投資機会への弾力的な対応を可能とする源泉は、手元流動性によって担保されるものと考えます。よって当社は、現在及び本中計における手元資金の水準は過大であるとは考えておりません。

また、本株主提案では、「当社のROEはROIC（税引後営業利益÷純事業資産）を下回る状況が継続している」と指摘されております。当社が認識している2026年3月期におけるROEは12.2%、ROIC<sup>1</sup>は11.1%であり、株主にとっての利益を直接的に示す指標であるROEは株主視点で評価がしやすい一方、財務レバレッジの影響を受けやすく、短期的に見かけを改善できる可能性があり、事業の本質を示す指標であるROICと単純に比較はできないものと認識しております。しかし、当社は本中計において「ROE12%以上の維持」を財務目標の一つとして掲げており、財務レバレッジの有効活用と継続的かつ安定的な株主還元とのバランスを図ることが、株主の皆様の中長期的に報いることに資すると考えております。

一方で、2026年3月期における当社のPBRは1.3倍、PERは11.4倍であり、機械セクターの平均（PBR1.7倍、PER22.1倍）<sup>2</sup>と比較すると劣後している状況であることは否定できず、当社の本質的価値と株式市場における当社への評価の乖離は、当社が優先的に解決すべき課題の一つであります。

<sup>1</sup> 当社が使用しているROIC計算式=税引後営業利益÷投下資本

<sup>2</sup> 日本取引所グループ その他統計資料「規模別・業種別PER・PBR（連結・単体）一覧」2026年3月

そのために最も重要なのは事業収益力の向上であります。その道筋は、長期ビジョン「イワキグループビジョン NEXT10」及び本中計において掲げている「6つの重要テーマ」にあるように複線的であり、中長期的視点での施策を要するものであります。当社は本中計の進捗状況を定性的・定量的に評価し、本日開示の2026年3月期決算説明資料において公表しております。当社の本質的価値について株式市場で理解及び適正に評価されるよう、IR活動の強化に努めるとともに、「6つの重要テーマ」における施策の着実な遂行によって、中長期的な事業収益力の向上を実現し、短期的視点の手法に依らない株主価値の最大化を目指します。

よって、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

#### 議題②定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

##### (1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

##### (2) 反対の理由

本株主提案は、当社定款において毎事業年度の末日（3月31日）と定めている定時株主総会での議決権行使の基準日について、毎年5月15日に変更することを求めるものです。これにより、定時株主総会の開催時期は、現在の6月下旬から繰り下げられ、株主が6月下旬に開示される有価証券報告書や関連情報の内容を精査し、議決権行使の判断を下すための時間的余裕を確保する目的をもって提案されたものであります。また、6月下旬の総会集中日の分散を促し、株主と企業の経営者との対話を実現する副次的効果をもたらすものとされています。

当社は、投資家が有価証券報告書の内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させるために、相応の時間的余裕をもって開示することは、株主の皆様との対話の質の向上に資する可能性は高いと考えます。また、国際的にも早期の有価証券報告書の開示を求める声があることは理解しております。

一方で、基準日を変更すると、配当などの権利付き最終日と定時株主総会での議決権行使の基準日が異なることとなり、当社株主や投資家の投資判断において混乱が生じる恐れがあります。

また、株主総会において選任される役員の任期と、当社の事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日）との乖離が大きくなり、新年度の経営体制に支障をきたしたり、機動的な経営判断を妨げる可能性があります。

加えて、本株主提案のとおり定時株主総会の開催を7月以降とする場合、第1四半期の決算作業と時期が重複し、株主総会対応と開示業務における負荷が一時的に集中する事態が考えられます。

よって、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

- 1 剰余金処分の件
- 2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

## 第2 議案の要領及び提案の理由

### 1 剰余金処分の件

#### (1) 議案の要領

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり72円から当社提案配当金額を控除した金額を当社提案配当金額に加えて配当する。

当社提案配当金額とは、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金の処分に関する議案に基づく普通株式1株当たり配当金額のこととする。また、第71期1株当たり当期純利益金額に50%を乗じた金額について小数点以下を切り捨てた金額(以下、「実績EPSの50%相当額」)から、当社中間配当金35円を控除した金額が72円と異なる場合には、冒頭の72円を実績EPSの50%相当額から中間配当金35円を控除した金額に読み替えることとする。

配当総額は、上記普通株式1株当たりの配当金額に2026年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額とする。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の開催日の翌営業日

なお、本議案は、本定時株主総会に会社側の剰余金の処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

#### (2) 提案の理由

弊社は、以下の理由から、事業機会を毀損することなく当社が本提案に係る株主還元(実質、配当性向50%)を実施することは可能であり、かつそれが全ての株主の利益に資するものと考えます。

第一に、将来の事業再投資に必要な資金を考慮しても、当社は十分な余剰資金を有しています。当社

は安定した収益基盤を有しており、将来の再投資に必要な資金についても、将来キャッシュフローの範囲内で賄うことが可能です。

第二に、過度な内部留保に起因する資本効率の低下が認められます。当社の ROE は ROIC（税引後営業利益÷純事業資産）を下回る状況が継続しており、資本の有効活用という観点で課題があります。また、株価は一株当たり内在価値を下回る水準で推移しており、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営」への対応は十分とは言えません。実際、当社の株価純資産倍率は概ね1倍台で推移しており、当社が有する技術等の無形資産の価値は、株価において著しく過小評価されています。さらに、同業他社と比較しても、株価純資産倍率、株価収益率、EV/EBITDA 倍率といった主要指標において、相対的に低位に評価されています。

第三に、株式流動性の制約です。当社は株式流動性に制約により、株主還元策として機動的な自社株買いを採用しにくい状況にあると考えられます。一般に、株価が割安な場合には自社株買いは一株当たり価値（利益、純資産、配当）を高める有効な手段ですが、流動性の制約によりこれを十分に活用できない場合には、配当による株主還元を強化することが、株主に対する合理的かつ適切な利益還元策であると考えます。

以上を踏まえ、株価が割安である限り可能な範囲で機動的な自社株買いを継続しつつ、本提案の増配を実施することが、株主に報いる最善の株主還元策だと考えます。

## 2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の定款第 12 条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します）

変更前	変更後
<p>（基準日）</p> <p>第 12 条 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は</p>	<p>（基準日）</p> <p>第 12 条 当社は、<u>毎年 5 月 15 日</u>の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使する</p>

登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。	ことができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。
--	-------------------------------

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会后または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値および資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

以上